

平成 25 年 10 月 24 日  
全国仮設安全事業協同組合  
理事長 小野 辰雄

**「墜落防止の手立て」がありながら法制化（政令、省令を含む。）せず、人命を損ない続けているのは「不作為」であり、それは「無責任」であり、「罪深い」ことである。**

**【説明】**

- ・ 「墜落防止の手立て」とは、平成 19 年 5 月から平成 20 年 10 月まで 10 回に亘って開催された「足場からの墜落防止措置に関する調査研究会」（座長：三浦裕二日本大学名誉教授）が全会一致で取りまとめた「手すり先行工法を含む「より安全な措置」をいう。
- ・ 何故、「不作為」であり、「無責任」で「罪深い」のか。以下の事実を知りながら「手すり先行工法を含む「より安全な措置」を法制化せず、安衛則を遵守しているかどうか、何年も堂々巡りをしているからである。
  - ① 厚生労働省は、「手すり先行工法」における「手すり据置方式」と「手すり先行専用方式」が安衛則第 563 条第 1 項第 3 号に基づく措置をも兼ねることから、データ分析により、足場の組立・解体時における最上層からの墜落・転落のみならず通常作業時における墜落・転落災害の防止にも効果が高いと評価している。また、「手すり先行工法」を適用した現場の墜落災害率が「安衛則」を適用した現場の 58 分の 1 であることは厚生労働省のデータから明らかである。
  - ② 国土交通省は「手すり先行工法による二段手すりと幅木（すべり止め）の設置」を平成 15 年度から共通仕様書に位置づけており、その結果、直轄工事では、適正に設置された足場からは 1 件の墜落死亡災害も発生していない。
  - ③ 本年 2 月 25 日に厚生労働大臣が策定した第 12 次労働災害防止計画において、「労働災害をゼロにする」ことが目標とされている。

**【提言】**

- (Ⅰ) 手すり先行工法を含む「より安全な措置」を法制化すべき。
- (Ⅱ) 足場の組立・変更・解体後において仮設安全監理者等の十分な知識・経験を有する第三者によるチェックリスに基づく安全点検を法制化すべき。
- ・国土交通省は「重点対策」において第三者点検を重視しており、直轄工事において、事業者から指名を受けた仮設安全監理者等の十分な知識・経験を有する第三者（＝「足場の組立て作業を行った者以外の者」）が点検を行うこととしている。
- (Ⅲ) 上記（Ⅰ）、（Ⅱ）の措置が確実に実施されるためには、官民の発注者の責任において安全経費と労災保険料を別枠計上するとともに、安全経費については受注者である元請の責任において関係請負人に確実に渡るようにし、災害補償については元請が一括して補償の責任を負い、下請けの一人親方であっても労働者とみなし同等の補償が受けられるよう、法制化すべき。
- ・一人親方は、元請による労災の対象になれないだけでなく、保険料が高いため労災に特別加入できない者が多い。労災保険料が発注者の責任において別枠計上され、労働者とみなされることにより救済され、これによって一人親方問題は解決される。
- (Ⅳ) 上記（Ⅰ）、（Ⅱ）及び（Ⅲ）の措置が確実に実施されるためには監督体制の強化が必要であり、民間人を活用した監視員制度の導入等を法制化すべき。
- (Ⅴ) その他、墜落防止のための重要課題
- ① 一側足場の使用は「躯体からのスペースが 1m 未満」の場合に限定するよう、使用規定を法制化すべき。
  - ② 足場の組立て等作業主任者に係わる高さ 5m の規制については、高さ 5m 未満の墜落災害が全体の 70% も占めていることに鑑み規制を廃止し、また、計画の届出に係わる高さ 10m・足場の設置期間 60 日の規制については、近年メンテナンスの時代に入っていることに鑑み対象を拡大する方向で再検討すべき。
  - ③ 屋根や斜面・法面からの墜落防止対策として、JISA8971（屋根工事用足場及び施工方法）や JISA8972（斜面・法面工事用仮設設備）を積極的に適用するよう、安衛則に規定すべき。